

RÉPUBLIQUE FRANÇAISE



合意書番号 C.1313-22
横浜市とニューカレドニア南部州間
の野生動物に関する協力合意書

次の二者間において、以下のとおり合意する：

ニューカレドニア南部州政府

「ニューカレドニア地域持続可能開発局」を統括する州議会議員 ソニア・バケス

(住所：6, route des Artifices – Moselle, Nouméa)

横浜市

環境創造局長 遠藤賢也

(住所：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10)

前文

2020年12月14日付で横浜市へのカグーの導入要請があり、この要請は絶滅危惧種の動物取引に関する南部州の政策に沿うものであるとされた。

横浜市政100周年記念事業の一環として、1989年ニューカレドニア南部州政府は、ニューカレドニアの絶滅危惧種でありニューカレドニアを象徴するカグーのつがい、横浜市に寄贈した。これにより、両者はカグーに関する円卓会議の開始を決定、絶滅危惧種の動物の交換に関する協力関係を築くこととなった。

現在、横浜市とニューカレドニア南部州は、当合意書に規定された内容で、この協力関係の継続を希望している。

合意内容

第1条：合意書の目的

両者は保全事業を継続する。

当事業の目的は、絶滅の危機に瀕しているニューカレドニア固有種を対象とし、対象動物に関わる交換契約に従い、両者協議の上で決定するものとする。

研究成果は各種の活動を通して一般公開するとともに、環境保全に関する基礎知識を普及・促進するための市民向けの活動を実施する。

さらに両者は、飼育下での繁殖技術を含む、対象動物の研究で得た情報を共有することに同意する

。

第2条：動物の交換

動物の交換は相互協議の上、輸入国の検疫所から正式な認可を条件として、また、有効な国際法、特に1973年3月3日に採択された絶滅危惧種の野生動植物の国際取引に関する条約（ワシントン条約）に準拠して行うものとする。

これらの交換にかかる費用は、次のように分担される。

- －寄贈国（輸出国）は、搭乗前の検疫を含め、目的国に到着するまでの費用を負担する。
- －受入国（輸入国）は、受入国到着後の国内輸送および検疫に関する費用を負担する。

第3条：有効期間

合意書の有効期間は、署名日から10年間とする。

この合意書は、ニューカレドニアに関する1999年3月19日付改正基本法第99-209の第33条第3項に基づき、同法第204条第1項に定める条件下においてニューカレドニアのフランス共和国高等弁務官に提出された時点で発効する。

第4条：変更

本合意書に記載のない交換条件の変更がある場合は、両者の協議によって決定し、覚書を作成するものとする。

第5条：紛争

本合意書の解釈または履行に困難が生じた場合、両者は紛争を友好的に解決するよう努めるものとする。

合意書締結者が申立人の書留郵送書類を受領後、1か月を超えて意見の相違が続く場合、紛争は申立人の所在地の管轄裁判所に提訴されるものとする。

南部州と横浜市は、ニューカレドニアに関する改正基本法99-209の第33条の規定に基づき、2023年 月 日、この合意書に署名する。

原本2部

ニューカレドニア南部州

横浜市

環境創造局長

遠藤 賢也